

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(一) 平成十九・四・一以後終了事業年度分

御注意

信託法(平成18年法律第108号)の施行の日までの間は、「集団投資信託(合同運用信託を除く。)」は「投資信託及び特定目的信託」として記載します。

I 所得税額の控除に関する明細書			
区分		収入金額	①について課される所得税額
		①	②
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円
公社債の利子等	2		
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)	3		
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	4		
その他	5	内	内
計	6		

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算基礎期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(10/9)(小数点以下3位未満満切上げ)	控除を受ける所得税額(8)×(11)
		7 円	8 円	9 月	10 月	11	12 円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期末の所有元本数等	利子配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16)/2又は12(負数の場合は零とする。)	所有元本割合(16+17/15)(小数点以下3位未満満切上げ、1をこえる場合は1とする。)	控除を受ける所得税額(14)×(18)
		13 円	14 円	15	16	17	18	19 円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20 円	21 円	
		平 . . .			
		平 . . .			
		平 . . .			
		平 . . .			
		平 . . .			
計					

II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法人名	解散の年月日	みなし配当金額	(22)の25%相当額
		22 円	23 円
	昭 . . .		
	昭 . . .		
計			